

接続ルールの見直しに関する意見書

12 年 12 月 1 日

電気通信審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 152

住 所 (ふりがな)

目黒区八雲 3 (つついたかし)

氏 名 (ふりがな)

筒井多圭志 (つついたかし)

メールアドレス

takashi@tsutsui.com

一次答申草案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

まず、指定電気通信事業者の保有する管路とうどう設備、並びに、加入者宅内の管路設備を指定電気通信設備に指定するのかどうかをはっきりするべきである。現在、指定電気通信設備は、指定電気通信事業者の目の前の第一マンホールまでの管路とうどう設備と限定しているが、道路渋滞と歴史的に構築されてきた地中設備の複雑な構造により、現実的なコストで再構築不可能な地中管路設備をもって、競合する事業者が事実上現実的なコストで網構築できないようにすることにより、都市の交通機能を人質にして指定電気通信事業者による事業支配を永遠に可能にしているのは、独占禁止法に照らして問題ではないか？

今回の接続約款の改正は、指定電気通信設備の範囲を、電気通信事業法施行細則第二十三条の四、(指定電気通信設備との接続に関する接続約款認可の基準)の 3、並びに、サービスの貿易の自由化条約第四議定書に抵触している虞がある。

また、もし、今回の接続約款の改正が、指定電気通信設備の範囲について、電気通信事業法施行細則第二十三条の四 (指定電気通信設備との接続に関する接続約款認可の基準)の 3 に抵触していないとすれば、電気通信事業法施行細則第二十三条の四 (指定電気通信設備との接続に関する接続約款認可の基準)の 3 は、サービスの貿易の自由化条約第四議定書に抵触している虞がある。

まず、不可欠な設備の範囲についてひとつ、明確にしておきたい。指定電気通信設備と、公衆電気通信の伝送網又は伝送サービスに係る設備における、「不可欠な設備」というふたつの用語の間にどのような関係があるのか、あるいは無いのか？ まず、この点について明確な説明が頂きたい。電気通信事業法、並びに、電気通信事業法施行細則の指定電気通信設備の範囲には、指定電気通信事業者の加入者一般にいたる管路とうどう設備は、指定電気通信設備に含まれているのかいないのか？

ところが、指定電気通信事業者の接続約款、並びに今回の改正接続約款では、不可欠設備の範囲を指定電気通信事業者の通信建物から工事可能な最も近いマンホールまでと規定しています。また、今回の改正接続約款の改定案では、浩然と、不可欠設備の範囲をあたかも、指定電気通信事業者の通信建物から工事可能な当社の指定する最も近いマンホールまでと指定している。

電気通信事業法施行細則第二十三条の二において、指定電気通信設備の基準等について定められているが、その規定の中には、指定電気通信事業者の通信用建物から最も近い工事可能な当社の指定するマンホールを示唆する条項はどこにも無い。

また、不可欠な設備とは、サービスの貿易に関する一般協定第四議定書では、次のように規定されている。

「不可欠な設備」とは、次の(a)及び(b)の要件を満たす公衆電気通信の伝送網又は伝送サービスをいう

- (a) 単一又は限られた数のサービスの提供者によって専ら又は主として提供されていること
- (b) サービスの提供において代替されることが経済的又は技術的に実行可能でないこと

と定義している。

また、サービスの貿易に関する一般協定第四議定書では、

「主要なサービスの提供者」とは、次のいずれかの結果として、基本電気通信サービスに関連する市場において(価格及び供給に関する)参加の条件に著しく

影響を及ぼす能力を有するサービス提供者を言う

- (a) 不可欠な設備の管理
- (b) 当該市場における自己の地位の利用

と定義している。

まず、御省が、不可欠設備の範囲をどのように考えているのかお聞かせいただければ幸いである。特に、

1. 指定電気通信事業者の不可欠設備の範囲を、指定電気通信事業者の設備と、他の事業者の相互接続の為に不可欠な、指定電気通信事業者にもっとも近いマンホールまでの設備の事を言うのか
2. 指定電気通信事業者の設備において、加入者へのアクセスを構成するために、再構築が現実的に不可能な、その独占が ATM600Mbps における費用のように、独占による弊害が略奪的収奪の機会を構成する、加入者へのアクセスにおいて不可欠な設備を意味するのか

それを、まず、明確にできないものでしょうか？

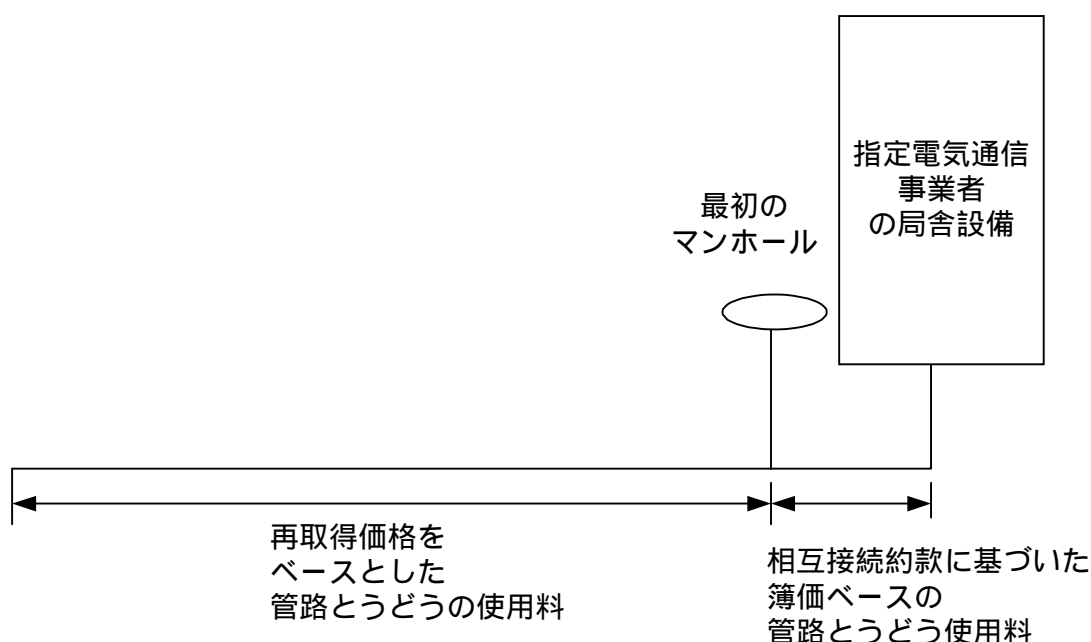
不可欠設備の範囲だが、加入者への電気通信役務を提供する再構築不能な事実上の不可欠設備として、指定電気通信事業者の管路とうどうと、加入者宅の導入管路を含む、すべての管路設備を含めるべきである。

郵政省の事業法においては指定電気通信事業者の「不可欠設備」(指定電気通信設備)の範囲として、管路とうどうを含んでいるが、「指定電気通信事業者の接続約款」においては、不可欠設備の範囲の解釈を相互接続に不可欠な設備の範囲*1 と曲解し、指定電気通信事業者にもっとも近いマンホールまでの設備についてのみ、約款で定められた料金で貸し出され、その直近のマンホールより以遠は、再取得価格をベースに、約款ベースの価格費用の 10 倍以上の価格費用で貸し出されているのが実情である。これでは、巨額の貿易赤字を背景に、米国政府が、5 年間も掛けて交渉してきた日本の電気通信への競争環境の実現はすべて絵空事である。

これは、サービスの貿易の自由化条約第四議定書に違反している。

さらに、長期増分費用モデルにより、仮想的なローカルコンペティションが実現できていることを留保するためには、長期増分費用モデルの有効性を検証できるように、指定電気通信事業者の管路を、接続約款ベースのコストで借用して、競合する電気通信事業者が、指定電気通信事業者と差別的でない条件で、指定電気通信事業者から借りた管路設備の上に構築することによって網構築することが必要である。(図1) 米国では、連邦通信法(第224条)において、公益事業者は、電気通信事業者等に対して、電柱・管路等への非差別的なアクセスを提供することが義務付けられている。日本の指定電気通信事業者の、線路設備への差別的なアクセスは問題である。

図1 現在の指定電気通信事業者の管路とうどうの使用料



mあたりの単価は約10:1

長期増分費用モデルを接続料に導入する限り、指定電気通信事業者の管路とうどうを、簿価ベースで使用して、CLEC が、回線を自ら建設できる道を確認していなくては、長期増分費用を導入しているとはいえない。

設備コストを自ら建築した場合とその、自ら建設したインフラを適当な掛け率で実効年限で減価償却した償却費用に保守費用と適切なマージンを加えて算出される自ら、「増分費用」をベースに構築したファイバー設備の利用料と、指定電気通信事業者から回線を借り受ける費用との間には、何らかの裁定の働く

接続料のコスト構造でなくてはならない。そのような、裁定が働くように競合する事業者が同じコスト構造で網構築できる道を残しておくことは、長期増分費用モデルの接続料への導入による、二重インフラ投資へのインセンティブを抑える働きになる。

WTO に加盟する第四議定書を批准している日本以外の東アジアのすべての国々において、電力事業者や通信事業者の管路とうどう設備は、他の競合する通信事業者にコストベースで貸し出されている。その費用は、一条のみの管路を再構築するコストをもって産出されるコストによって貸し出されているわけではない。日本がかくのごとく世界に遅れをとっているのはそのような公正取引に基づいた非対称規制を行っていないからである。